

障害試験

試験問題

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第3項において準用する法第6条の規定により、第31回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

1項の規定により指定試験機関として指定された公益財團法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成30年7月6日

厚生労働大臣 加藤 勝信

1

試験期日

(1) 筆記試験 平成31年1月27日（日曜日）

(2) 実技試験 平成31年3月3日（日曜日）

2

試験地

(1) 筆記試験 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
(2) 実技試験 東京都及び大阪府

3

試験科目

(1) 筆記試験

領域：人間と社会
人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション

領域：介護
介護の基本 コミュニケーション技術
生活支援技術 介護過程

領域：こことからだのしくみ
発達と老化の理解 認知症の理解
障害の理解 こことからだのしくみ

(5) 出題基準を別途定め、公益財團法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

領域：医療的ケア

医療的ケア

総合問題（4領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題）

実技試験 介護等に関する専門的技能

試験の方法

(1) 試験は、筆記及び実技の方法により行う。

なお、次に該当する者について、必要な配慮を行う。

ア 障害のある者等については、その申請に答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

イ インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者（以下「EPA介護福祉士候補者」という。）については、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

ウ 外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者については、その申請により、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布する。

エ 実技試験の出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、問題に図表等を用いることがある。出題数は125問、総試験時間数は220分間とする。

オ 実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受け取ることができる。

カ なお、一人の受験者の試験時間は「5分間以内」とする。

シ 次に該当する者は、実技試験を免除する。

イ ア 5の(1)、(2)、(3)のア又は(5)に掲げる者

イ 平成28年4月1日から平成30年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法

施行規則（昭和52年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第22条第4項に規定する介護技術講習（以下「講習」という。）を修了した者

ア 厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う実務者研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者（平成30年12月31日までに修了する見込みの者を含む。）

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設

5 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（このアの規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成31年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

イ 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者その他のその者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成31年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

ウ 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（このウの厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成31年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

エ 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（このエの厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成31年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

オ 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学するための障害者福祉法（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお從前の例により運営をすることことができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療養施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行なう事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者（障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお從前の例により運営をことができることとされた同条に規定する精神障害者福祉施設（障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場をいわゆる精神障害者生活訓練施設、同項第2号を規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場をいわゆる精神障害者生活訓練施設を含む。）、障害者総合支援法附則第58条第1項を規定する精神障害者授産施設により運営されることができることとされた同項に規定する知的障害者支援施設（障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の規定による障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設

討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児通園施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児通園施設を含む。）の入所者及び保護に直接従事する職員（児童指導員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児通園施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児通園施設を含む。）の入所者及び保護に直接従事する職員（児童指導員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児通園施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児通園施設を含む。）の入所者及び保護に直接従事する職員（児童指導員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮をいう。)、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場、設置要綱)に規定する身体障害者福祉工場、[知的障害者福祉工場の設置及び運営について](昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場、營業要綱)に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は障害館(「障害館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙1(障害館デイサービス事業実施要領)に基づく障保館デイサービス事業を行っているものに限る。)の職員であつて主たる業務が介護等の業務であるものを含む。)

ウ 生活保護法(昭和25年法律第44号)に規定する救護施設及び更生施設の介護職員規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員

オ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重複訪問介護、同行介護、行動介護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者障害法第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

ク 指定訪問介護(介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。)若しくは指定介護設置要綱(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)に該当する地域に指定訪問介護における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)以下「医療介護総合確保促進法」という。)第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保促進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。又は第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イに規定する基準に従つて事業を実施するものであつて、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。)の訪問介護員等

ケ 指定通所介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通常型通所介護をいう。)若しくは指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」といふ。)に該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。)若しくは指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する介護予防通所介護(指定介護予防サービスに該当する同法第54条の2第1項に規定する指定地城密着型介護予防サービス(以下「指定地城密着型介護予防サービス」といふ。)に該当する同法第8条の2第3項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を実施するものであつて、介護保険法第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいふ。)の訪問介護員等

シ 指定後間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいふ。)の訪問介護員等

ス 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいふ。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地城密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する指定地城密着型介護予防サービス(以下「指定地城密着型介護予防サービス」といふ。)に該当する同法第8条の2第3項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいふ。)を行つ施設の介護職員

ツ 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいふ。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地城密着型サービスに該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいふ。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第3項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいふ。)を行つ施設(老人デイサービスセンターを除く。)の介護職員

セ 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいふ。)又は指定介護老人福祉施設(指定施設サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護をいふ。)に行つ施設の介護職員

デ 指定介護老人福祉施設(指定施設サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護をいふ。)又は指定介護老人福祉施設(指定地城密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する地城密着型介護老人福祉施設をいふ。)(特別養護老人ホームを除く。)の介護職員

第一号通所事業(介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準に従つて事業を実施するものであつて、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。)を行つ施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)の介護サービス」という。)に該当する地域に該当する介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」といふ。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地城密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいふ。)の介護従業者

タ 指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをいふ。)の介護従業者

サ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護職員(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第2項に規定する指定地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」といふ。)に該当する同法第8条の2第2項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいふ。)の介護職員等

シ 指定後間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいふ。)の訪問介護員等

チ 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいふ。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいふ。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいふ。)を行つ施設の介護職員

ダ 指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをいふ。)の介護従業者

エ 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいふ。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいふ。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいふ。)を行つ施設の介護職員

オ 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいふ。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地城密着型サービスに該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいふ。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第3項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいふ。)を行つ施設(老人デイサービスセンターを除く。)の介護職員

カ 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいふ。)又は指定介護老人福祉施設(指定地城密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する地城密着型介護老人福祉施設をいふ。)(特別養護老人ホームを除く。)の介護職員

- (2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
 ア 受験に関する書類は、6の(1)において別に定めるものを除き、平成30年8月8日(水曜日)から平成30年9月7日(金曜日)までの間に、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。
- イ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、平成30年9月7日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付けれる。
- ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時30分から午後5時までとする。
- エ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。
- ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。
- (3) 受験手数料
 ア 受験手数料は、15,300円とし、受験手数料を公益財団法人社会福祉振興・試験センター所定の5連式払込用紙用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。
- イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
- (4) 受験票の交付
 ア 筆記試験受験票は、平成30年12月7日(金曜日)に投函し郵送により交付する。
- イ 実技試験受験票は、筆記試験の合格者(4の(4)により実技試験が免除される者を除く。)に対して、平成31年2月15日(金曜日)に投函し郵送により交付する。
- また、実技試験受験票に当該試験に合格した旨を併せて記載する。

- 7 携帯電話等の通信機器の持込みについて
 実技試験においては、不正行為等防止の観点から、試験会場での受付後は、携帯電話等の通信機器の所持を禁止する。携帯電話等の通信機器を持込んだ者は、受付前に携帯電話等預かり所で預けるものとする。
- この受験条件に違反した者は、受験前の場合は受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とする。
- 8 合格基準の考え方
 (1) 筆記試験
 次の2つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。
- ア 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。
- イ アを満たした者のうち、以下の試験科目11科目群すべてにおいて得点があった者であること。
- ①人間の尊厳と自立、介護の基本 ②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術 ③社会の理解 ④生活支援技術 ⑤介護過程 ⑥発達と老化的理解 ⑦認知症の理解 ⑧障害の理解 ⑨こころとからだのしくみ ⑩医療的ケア ⑪総合問題
- (2) 実技試験
 課題の総得点の60%程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。

- 9 合格者の発表
 (1) 試験の合格者は、平成31年3月27日(水曜日)午後に、厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。
- (2) 合格者には、介護福祉士国家試験合格証書を平成31年3月27日(水曜日)に投函し郵送により交付する。
- (3) 5の(1)に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したものについては、平成31年3月31日(日曜日)までに卒業することを条件として合格させることとし、卒業証明書が提出されることとを証する書類の提出がないときは、当該受験を無効とする。
- (4) 4の(4)のイによる実技試験の免除を申請した者のうち、介護技術講習受講決定通知書を提出した者(6の(1)のサに示した期日までに実技試験免除申請取下書を提出した者を除く。)にあっては、6の(1)のクに示した期日においては、当該受験を無効とする。
- (5) 5の(5)に該当する者で、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出したものについては、6の(1)のカ(イ)に示した期日までに喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の提出がないときは、当該受験を無効とする。
- (6) 5の(3)に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したものについては、平成31年3月31日(日曜日)までに卒業することを条件として卒業証明書を提出した日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。
- (7) 5の(5)に該当する者で、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出したものについては、6の(1)のカ(イ)に示した期日までに喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の提出がないときは、当該受験を無効とする。

- 10 受験の申込みに必要な書類の請求
 受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数(介護福祉士実技試験の手引等〇人分請求)と記載すること。)を明記して公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。
- 11 その他
 (1) 試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。
 (2) 受験に際し、障害がある等のため別室の設定、手話通訳者の配置等向らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。
- 12 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 郵便番号150-0002 電話番号03(3486)7521 試験案内専用電話番号03(3486)7559(音声及びファクシミリ) ホームページhttp://www.sssc.or.jp/
- 介護福祉士試験委員の公告
 第31回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公表する。
- 平成30年7月6日
- | 委員(筆記) | 天野直子 | 由井正樹 | 厚生労働大臣 | 加藤勝信 |
|--------|------|------|--------|------|
| 試験委員長 | 白井正樹 | | | |
| 副委員長 | 基喜竜司 | 尾崎章子 | 川井太加子 | |
| 大西小池 | 高木英司 | 谷口敏代 | 平野方紹 | |
| 峯尾武巳 | 山野英伯 | | | |

委員(実技)	赤羽 克子	阿部 秀樹	石井 忍	1513	1516	1517	1518	2113	2114	2123	2128	3068	3069	3070	3072	
泉 佳代子	伊藤 健次	井上 理絵	石井 忍	1522	1524	1525	1529	2130	2131	2137	2138	3073	3084	3102	3107	
北川香奈子	木村 あい	倉持有希子	木村 あい	1532	1533	1539	1541	2141	2143	2144	2146	3111	3112	3120	3124	
澤 智之	三瓶 典子	柴田 範子	木村 あい	1544	1548	1549	1553	2162	2163	2167	2174	3133	3145	3149	3153	
嶋田 直美	高橋美岐子	竹田 幸司	木村 あい	1560	1561	1565	1574	2187	2188	2192	2193	3155	3166	3168	3173	
豊田 美絵	中村 幸子	野村 敬子	木村 あい	1575	1577	1578	1581	2195	2197	2199	2201	3177	3178	3181	3187	
早川 京子	藤山 和美	三木真生子	木村 あい	1582	1590	1592	1594	2202	2204	2207	2211	3189	3195	3198	3205	
保倉 寿子	横井 光治	吉藤 郁	木村 あい	1596	1598	1599	1602	2212	2216	2218	2219	3214	3224	3230	3231	
不動産の鑑定評価に関する法律施行規則(昭和39年建設省令第9号)第5条第2項の規定により平成30年不動産鑑定士試験の短答式による試験に合格した者の受験番号を次のとおり公告する。	平成30年7月6日	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	
国土交通省土地鑑定委員会委員長	森田 修	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	
(試験地 北海道)	1005 1014 1015 1028	1636 1644 1646 1650	1640 1647 1648 1662	2247 2252 2255 2288	2258 2265 2268 2292	2270 2275 2276 2292	2277 2279 2288 2292	3279 3283 3288 3293	3292 3297 3306 3308	3309 3317 3318 3319	3326 3332 3335 3335	3339 3345 3351 3355	3350 3352 3358 3389	3368 3382 3388 3403	3380 3382 3388 3403	
(試験地 宮城県)	1101 1111 1113 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1107 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160	1108 1115 1124 1129 1137 1146 1148 1153 1155 1160
(試験地 東京都)	1216 1253 1300 1320 1353 1367 1382 1389 1393 1401 1411 1415 1420 1421 1428 1431 1434 1436 1439 1441 1443 1444 1464 1465 1470 1475 1477 1481 1484 1490 1499 1510 1511 1512	1219 1259 1301 1330 1359 1368 1382 1389 1393 1401 1411 1415 1422 1421 1428 1431 1434 1436 1439 1441 1443 1444 1465 1470 2059 2074 2075 2076 2077 2078 2082 2091 2094 2095 2100 2102	1240 1274 1313 1346 1365 1372 1386 1395 1396 1401 1411 1415 1427 1421 1428 1431 1434 1436 1439 1441 1443 1444 1470 2059 2074 2075 2076 2077 2078 2082 2091 2094 2095 2100 2102	1246 1296 1343 1384 1405 1424 1446 1457 1466 1475 1484 1493 1506 1520 1533 1546 1559 1572 1585 1594 1603 1612 1624 1633 1647 1650 1652 1655 1662 1664 1674 1686 1688 1694 1695 1705 1707 1709 1710 1712 1714 1715 1717 1723 1725 1727 1729 1731 1734 1737 1741 1744 1747 1751 1753 1764 1769 1772 1784 1787 1792 1793 1794 1795 1800 1801 1803 1806 1808 1809 1810 1812 1813 1815 1816 1817 1819 1821 1822 1823 1826 1827 1829 1834 1837 1839 1842 1846 1849 1851 1854 1861 1863 1866 1869 1870 1878 1884 1901 1906 1909 1910 1911 1913 1915 1917 1919 1920 1923 1928 1934 1939 1940 1945 1956 1962 1963 1972 1982 1985 1987 1989 1995 1997 1998 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 207												